

都市計画

# 案の概要の縦覧と公聴会の開催

県が策定する「下総大栄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、変更案の概要を縦覧できます。また、公聴会を開催します。

案の概要の縦覧

期間 10月16日(金)～30日(金)

縦覧場所 都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所、県都市計画課(県庁中庁舎7階)

公聴会

傍聴を希望する人は当日直接会場へ。公述の申し出がない場合は中止となります。

期日 12月6日(日)

内容と時間

- 下総大栄都市計画：午前10時から
- 成田都市計画：午後2時から
- 会場 市役所6階大会議室
- 定員 70人(先着順)
- 公述人の資格 市内に住所のある

人、利害関係者(法人含む)

申し出方法 縦覧場所にある公述申出書に必要事項を書き、意見の要旨を添えて直接または郵送で都市計画課(〒286-8588 5 花崎町760)へ。申し出者多数の場合は抽選で公述人を選定(結果は本人に通知)

申し出期間 10月16日(金)～30日(金)

(当日消印有効)

※くわしくは、案の概要の縦覧については都市計画課(☎20・1560)、公聴会については県都市計画課(☎043・223・3376)へ。

10月1日は浄化槽の日

定期的な点検・清掃を

浄化槽の機能を發揮させるためには維持管理が大切です。浄化槽を使用している人には、次のこと

が法律で義務付けられています。

- 保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上)
- 清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)
- 法定検査：正常に機能しているかを確認するための臭浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

野焼きの禁止

周辺環境への配慮を

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住

民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺環境に著しい影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

印旛沼浄化推進運動月間

できることから始めよう

10月は印旛沼浄化推進運動月間です。皆さんも家庭でできる浄化対策を心掛けましょう。

- 調理くずなどを流さないよう、水切り袋や三角コーナーを使う
- 食器や鍋の油污れは、布・紙などで拭き取ってから洗う
- 風呂の残り湯は、洗濯や植木の水まきなどに再利用する
- せっけんや洗剤を使い過ぎない
- 側溝や路面を清掃する
- くみ取りや単独浄化槽は、早めに合併処理浄化槽などに切り替え、定期的に清掃や点検を行う
- ※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

全国労働衛生週間

職場環境を見直そう

10月1日(木)～7日(水)は全国労働衛生週間です。事業者・総括安全衛生管理者は労働災害の防止に向けて、職場巡視や災害を想定した実地訓練などを実施し、職場の労働衛生意識を高めましょう。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

違反建築防止週間

完了検査を受けましょう

建物を建てる場合は、建築基準法で定める基準を守り、所定の手続きを行った上で適正に工事を進めなければなりません。また、工事完了後は、完了検査を受けましょう。

10月15日(木)～21日(水)は違反建築防止週間です。この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談しましょう。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

9月1日(火)～15日(火)

1日	市議会一般質問(～4日)
4日	経済環境常任委員会 新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会
7日	成田ロータリークラブ防災対策に資する寄付の贈呈式 経済環境常任委員会
8日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
9日	建設水道常任委員会
10日	総務常任委員会
14日	決算特別委員会(～16日)



防災対策物品の寄付を受ける(7日)

**固定資産税などの軽減措置**

**申請受け付けは  
1月4日から**

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者などに対し、固定資産税と都市計画税の課税標準を令和3年度課税に限り軽減します。

対象は令和2年2～10月の間の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間比で一定以上減少した中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋

**軽減割合**

- 30パーセント以上50パーセント未満減少した場合…2分の1
- 50パーセント以上減少した場合…全額

申請方法は令和3年1月4日(月)～2月1日(月)(必着)に認定経営革新等支援機関などによる確認を

受けた必要書類を直接または郵送で資産税課(市役所2階)〒286-8585 花崎町760へ  
※くわしくは同課(☎20・1514)または市ホームページ(HTTP://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page092700\_00002.html)へ。

**転入・転出・転居**

**住所が変わったら  
手続きを**

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認のため、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カードなどを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。  
**日曜日も受け付けています**

市民課では、毎週日曜日各種届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は問い合わせください。  
※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

**八富成田斎場**

**改修工事を行います**

八富成田斎場では、空調設備改修工事のため、3月まで一部の部屋を除き空調を停止します。冬季

**固定資産に関する調査**

**利用状況を確認します**

は暖房器具を設置しますが、利用する際は各自で防寒対策を行ってください。  
また、11月下旬には式場が1週間程度利用できなくなりますので、ご理解とご協力をお願いします。  
※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

市では、固定資産の適正な評価のため、土地の利用状況などの現地調査を行っています。  
12月25日(金)までの調査期間中は、市が委託した調査事業者が固定資産の利用状況を道路から確認します。調査員は腕章を着用し、調査員証を携帯しています。  
調査範囲は下総・大栄地区  
調査事業者は京葉測量(株)

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

**駅前放置自転車**

**安全に通行するために**

11月30日(月)まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施され、

啓発活動や放置自転車などの撤去活動が行われます。放置された自転車は道幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、高齢者や障がい者などの安全な通行を妨げます。また、災害時の消火・救助活動や避難の障害にもなります。  
短時間でも公共の場所に自転車を置いて離れる場合は、放置自転車となりますので注意しましょう。  
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

**行政相談週間**

**気軽に要望や意見などを**

10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です。国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関などの仕事について要望や意見を聴き、その解決の促進を図ります。  
また、市では毎月、行政相談委員と人権擁護委員による「もめごと・なやみごと・苦情相談」を実施しています。秘密厳守で応じますので、気軽に利用してください。  
日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(11ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

幼児教育・保育の無償化

申請について

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し、保育の必要性の認定を受けている児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。

対象となる利用料は7～9月分の利用料

請求書配布場所 各幼稚園、保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\_00008.html)

申請方法 10月20日(火)当日消印有効までに、請求書、領収書

ハロウィンジャンボ宝くじ

10月20日(火)までハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニが販売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。近くの宝くじ売り場で購入してください。なお、令和元年度は1,131万6,000円が市に交付されました。

提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ。窓口で申請する際は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課 ☎20・1607)へ。

不正軽油

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉国税事務所 ☎043・483・1116)へ。

成田空港の更なる機能強化

横風用第一種区域指定の解除

成田空港では横風用滑走路の整備を取り止めたことから、横風用滑走路に係る騒防法第一種区域が令和3年4月1日に解除されます。

対象地域(本城、南三里塚、川上、多良貝、一畝田の一部)における横風用第一種区域の防音工事は令和2年度末まで申請できます。

対象家屋の所有者で工事を希望する人は、印鑑と本人確認ができる物を持って空港対策課(市役所3階)で手続きしてください。

※くわしくは同課 ☎20・1521)へ。

安全で安心なまちづくり旬間

犯罪被害に遭わないために

10月11日(日)～20日(火)は安全で安心なまちづくり旬間です。現在、自主防犯活動などの取り組みにより、犯罪発生件数は減少していますが、高齢者を狙った「電話詐欺」や自動車盗難などは増加しています。一人一人が防犯意識を高め、被害を防ぎましょう。

※くわしくは成田警察署 ☎27・0110)へ。

3R推進月間

循環型社会を目指して

3R(スリーアール)とは、ごみ

を減らす「Reduce」、使える物を再使用する「Reuse」、資源を再生利用する「Recycle」の頭文字を取った言葉で、環境に負担をかけない循環型社会のキーワードです。

「買い物にマイバッグを持参する」「フリーマーケットに参加する」「分別回収に協力する」など環境に優しい生活を心掛けましょう。

※くわしくはフリーン推進課 ☎20・1530)へ。

不動産の会場公示

差し押さえ物件を入札で

市税などの滞納処分で差し押さえられた不動産を入札で売却します。日時 12月1日(火) 午後2時から(事前説明は午後1時45分から) 会場 市役所6階大会議室

入札参加に必要な物 公売保証金 印鑑、買受適格証明書(農地の場合。証明書交付申請は10月23日(金)まで)、委任状(代理人が入札する場合)

代金納付期限 12月8日(火) 午後2時30分

※くわしくは納税課 ☎20・1519)へ。

医療費通知

10月下旬に送付します

市では、国民健康保険に加入している人に、10月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、4～7月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の添付資料として使用できます。添付する際の注意点は、医療費通知の裏面で確認してください。

※くわしくは保険年金課 ☎20・1526)へ。

イノシシ対策一斉刈払い

被害を減らすために

県では、11月3日(火・祝)までをイノシシ対策一斉刈払い期間としています。耕作放棄地はイノシシのすみかとなる恐れがあります。定期的に草刈りを行うなど適切な管理をしましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課 ☎043・483・1129)へ。